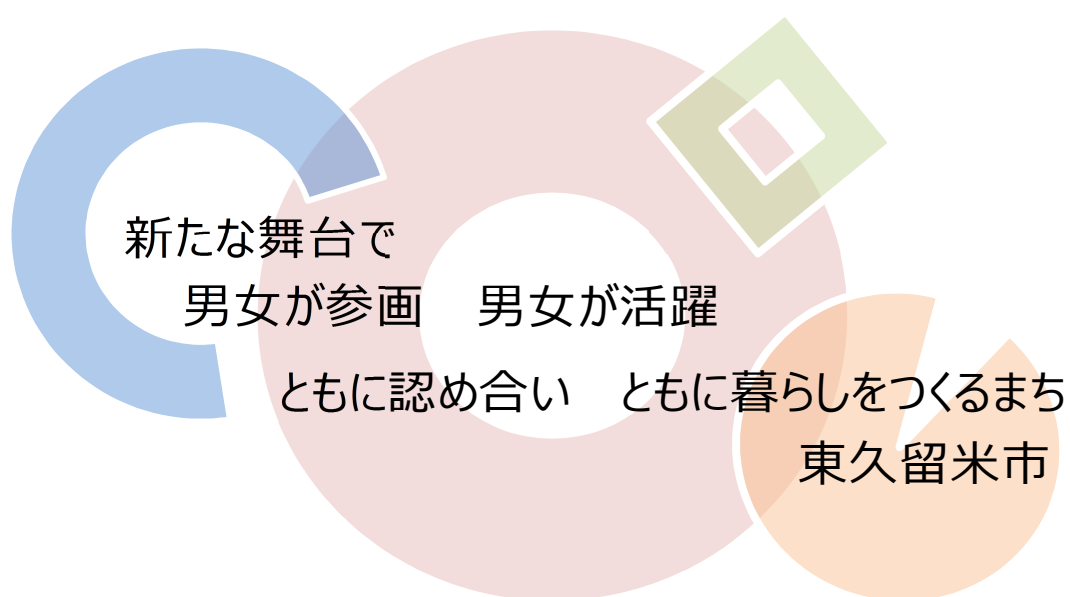


東久留米市第3次男女平等推進プラン

2017（平成29）年度～2022（平成34）年度



概要版

平成29年3月

東久留米市

基本理念

新たな舞台で 男女が参画 男女が活躍 ともに認め合い ともに暮らしをつくるまち 東久留米

市では、2000(平成 12)年に男女共同参画都市宣言を発表しています。

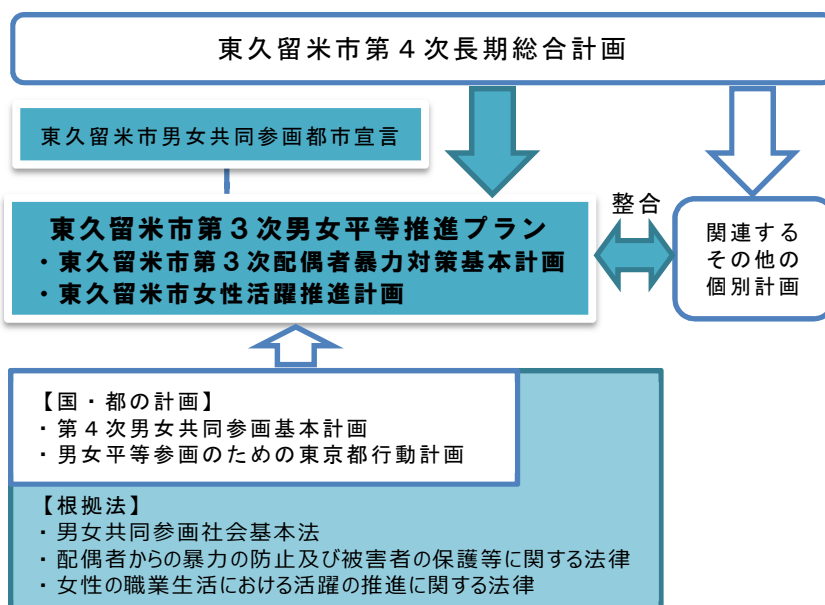
すべての人が、その性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、また、自らの意思で行動し、等しく責任を担い、思いやりを持って生きる社会を実現し、「男女がいきいきと暮らす社会」をめざして、取り組みを進めています。

男女共同参画を推進し、すべての人が、あらゆる場面で平等に参画でき

るようになると、様々な立場からの視点で、物事を判断できるようになります。男女がお互いの違いを尊重して認め合えば、多様性は大きな強みとなります。

近年、労働力人口の減少が大きな問題となり、労働市場への女性の参入が進まないと、わが国の経済は成り立たなくなってしまう。そのため、職業生活における女性の活躍の推進が急務です。あわせて、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することが必要です。そのためにも、長時間労働や男性中心型の労働慣行は、是正しなくてはなりません。男性も女性も、自らの活躍の範囲を限定せず、新たな舞台で能力や個性を発揮し、これからの時代に沿った新たなライフスタイルを創っていくことが求められます。

市においても、すべての人が、仕事や家庭や地域で活躍できるよう、環境整備・啓発・支援等の取り組みをさらに充実し、市の第4次長期総合計画の目指すまちの将来像である「“自然 つながり 活力あるまち”東久留米」に沿った、「ともに認め合い ともに暮らしをつくるまち 東久留米」の実現を目指します。



・ この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、市が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。

・ この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、市における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す「東久留米市第3次配偶者暴力対策基本計画」として位置付けます。

・ この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

計画の体系

目 標	施 策	
女性活躍推進法に基づく市の推進計画	I 働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進 2 市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進 3 男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進 4 両立支援のための子育て・介護の環境整備
	II 職業生活における女性の活躍推進	1 市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進 2 女性の就労継続とキャリア形成への支援 3 女性の再就労への支援 4 女性の起業と事業継続への支援
	III あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進 2 地域におけるリーダーとなる女性の育成
	IV 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯にわたる男女の健康の支援 2 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援 3 女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶 4 ハラスメント等の防止対策の推進 5 性を理解し、自他を尊重するための教育の実施 6 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援 7 男女共同参画の視点を生かした防災と地域づくり
	V 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備	1 男女共同参画社会に対する理解促進 2 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供 3 男女共同参画への意識を育む教育の実施
	VI 推進体制の整備・強化	1 男女平等推進センターの機能強化 2 庁内推進体制の強化 3 関係機関・団体との連携強化 4 進捗状況の確認

DV 防止法に基づく市の基本計画

目標 I 及び II は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」、目標 IV 施策 2 は「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）に基づく市の「東久留米市第 3 次配偶者暴力対策基本計画」にも位置づけられます。

目標

働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進

働き方の多様化が進む中、個人が個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに働きやすい職場環境のもとで、職場における男女平等の実現を促進することが求められています。

子育て・介護の時間や家庭、地域、職業生活のバランスのとれた豊かな生活をおくることができるよう、市内事業所を巻き込んだ取り組みや、男性の働き方改革に向けた取り組みを進めることが重要です。

男女がともに働きやすい職場環境のもと、仕事と生活における男女平等が実現する東久留米市を目指します。



施策1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

取組の方向 (1) ワーク・ライフ・バランスの正しい理解促進に向けた啓発、情報提供

施策2 市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進

取組の方向 (1) 市内事業所に向けた講座開催や好事例、助成制度などに関する情報提供
(2) 公共調達時におけるインセンティブ付与の検討

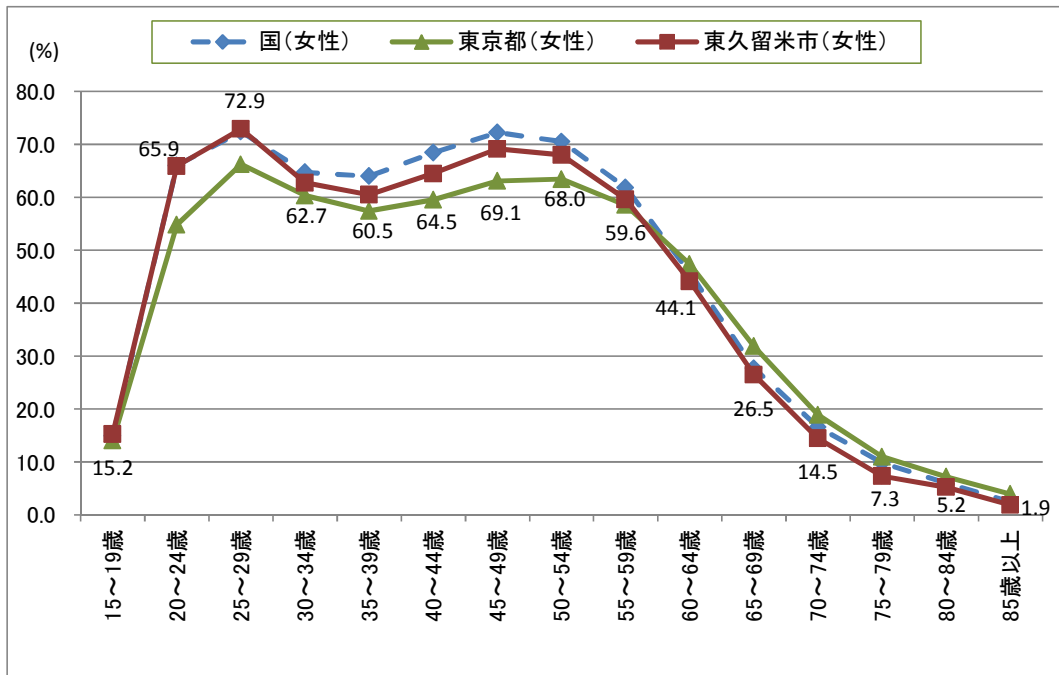
施策3 男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進

取組の方向 (1) 固定的な性別役割分担意識解消への啓発
(2) 男性やシニアが参加しやすい環境作り

施策4 両立支援のための子育て・介護の環境整備

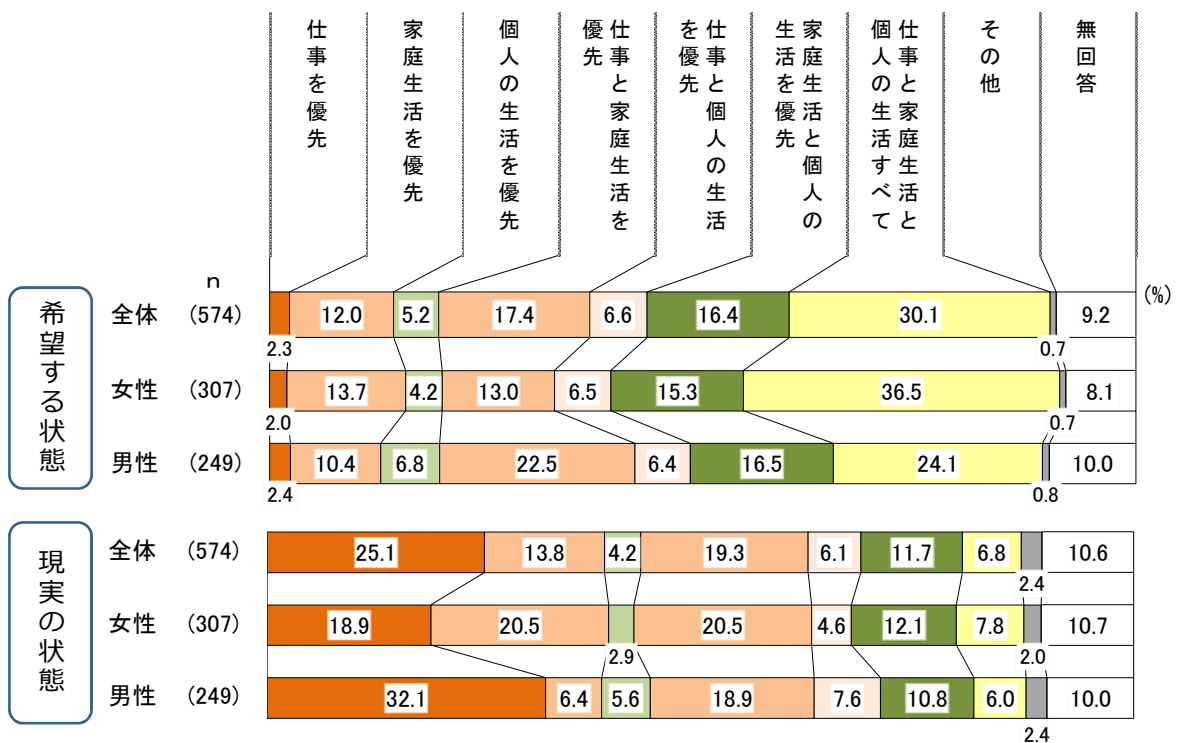
取組の方向 (1) 多様なニーズに対応する保育、教育、子育て環境の整備
(2) 介護支援の充実

＜女性5歳階級別の労働力率＞



出展：平成22年国勢調査
 ※表示している数値は東久留米市(女性)

ワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実



出展：平成28年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

目標 II

職業生活における女性の活躍推進

働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市内事業所における女性の活躍を応援するとともに、市役所における女性活躍を率先して進め、女性が活躍しやすい東久留米市を目指します。



施策1 市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進

- 取組の方向
- (1) 女性活躍推進にかかる意識啓発や情報提供
 - (2) 取組事業所への支援
 - (3) 市役所における女性管理・監督職への登用促進

施策2 女性の就労継続とキャリア形成への支援

- 取組の方向
- (1) 就労継続とキャリア形成に向けた意識啓発

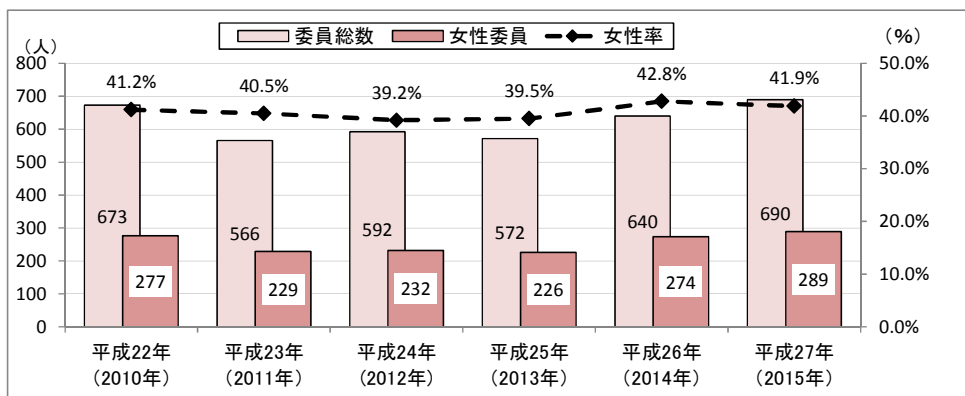
施策3 女性の再就労の支援

- 取組の方向
- (1) 再就職に関する講座、啓発、情報提供

施策4 女性の起業と事業継続への支援

- 取組の方向
- (1) 起業と事業継続に関する講座、情報提供
関係機関との連携による支援とネットワークづくりへの支援

審議会等委員における女性委員人数・比率の推移



出展：総務課

目標 Ⅲ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

日常生活に深い関わりを持つ市政の政策・方針等の立案・決定過程に、多様な考え方が取り入れられることは、男女共同参画社会を実現する基盤として欠かせません。

地域づくりにおいても、女性の活躍が大いに期待されています。地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、これまで以上に女性のエンパワーメントに注力していく必要があります。

政策・方針決定過程への男女の均衡を進め、あらゆる分野において男女が共に参画できる東久留米市を目指します。



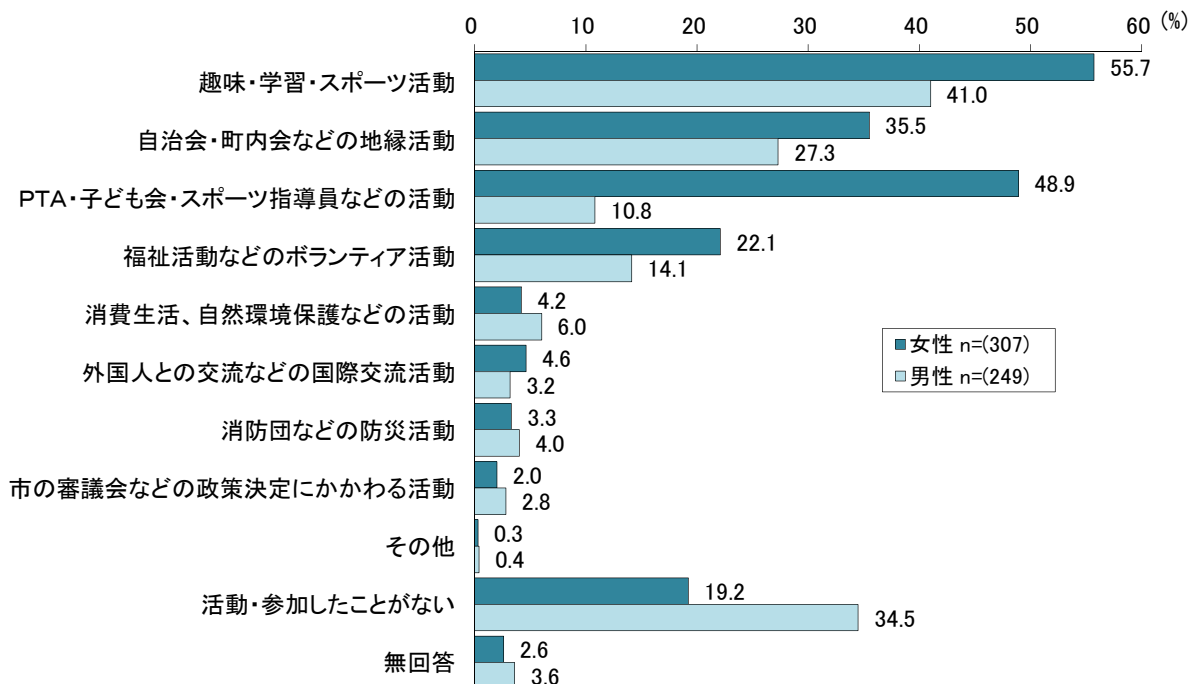
施策1 市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進

- 取組の方向
- (1) ポジティブ・アクションへの理解促進
 - (2) 男女が参加しやすい環境整備

施策2 地域におけるリーダーとなる女性の育成

- 取組の方向
- (1) リーダー育成のための講座開催や機会の提供

地域活動への参加状況



出展：平成28年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

目標 IV

安心・安全な暮らしの実現

差別や暴力のない、安心して安全な暮らしの確保は、すべての生活の基本となるものです。非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、女性の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援など、安心と安全を確保するための環境整備が求められています。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）や様々なハラスメントは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。これらを未然に防ぐために、差別や暴力を許さない人間関係の構築が求められます。また、その前提として、女性も男性も、生涯にわたる心身の健康と互いの身体的特徴を理解し尊重し合える社会が求められます。

DVの未然防止と被害者の保護、自立に向けた支援、ストーカーやハラスメント、デートDV等の防止とともに、困難を抱える様々な人を支援し、安心・安全に暮らせる東久留米市を目指します。



施策1 生涯にわたる男女の健康の支援

- 取組の方向
- (1) ライフステージに合わせた健康支援
 - (2) 妊娠、出産期における女性への健康支援

施策2 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援

- 取組の方向
- (1) 暴力の未然防止や早期発見のための取組強化
 - (2) 安心して相談できる体制づくり
 - (3) 被害者の安全確保のための体制整備
 - (4) 自立のための支援体制の整備
 - (5) 関係機関との連携強化及び庁内体制の整備

施策3 女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶

- 取組の方向
- (1) 性暴力や児童虐待、ストーカー被害の根絶に向けた防止等の啓発

施策4 ハラスメント等の防止対策の推進

- 取組の方向
- (1) ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供

施策5 性を理解し、自他を尊重するための教育の実施

- 取組の方向
- (1) 性別による役割分担意識解消のための啓発
 - (2) 発達段階に応じた適切な性教育の実施
 - (3) HIV/AIDSや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実

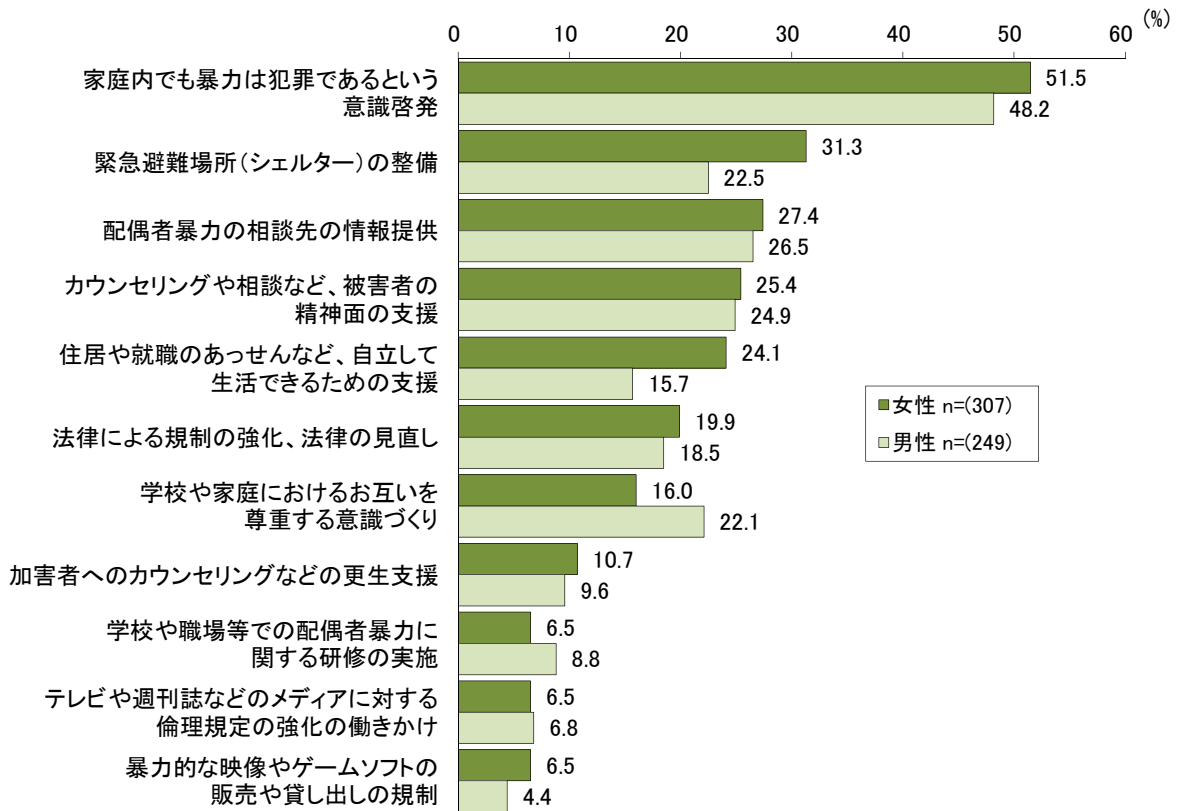
施策6 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援

- 取組の方向
- (1) ひとり親家庭への支援
 - (2) 若年者、高齢者、障害者、外国人等、困難を抱える女性が安心して暮らせるための支援

施策7 男女共同参画の視点を生かした防災と地域づくり

- 取組の方向
- (1) 防災分野における男女共同参画の啓発
 - (2) 防災分野における女性活躍の推進

DV防止や被害者支援のために必要な施策



出展：平成28年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

目標 V

男女共同参画社会の実現に向けた 社会基盤の整備

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行に市民一人ひとりが気づき、解消していくために、幼少期からの教育・学習、性別や世代を超えた啓発等を通じて、男女平等意識を絶え間なく育てていく必要があります。

性別や世代を超えた意識啓発と男女共同参画の学びへの支援により、男女共同参画社会の実現に向けた東久留米市の社会基盤の整備を進めます。



施策1 男女共同参画社会に対する理解促進

取組の方向 (1) 男女共同参画の正しい理解の促進

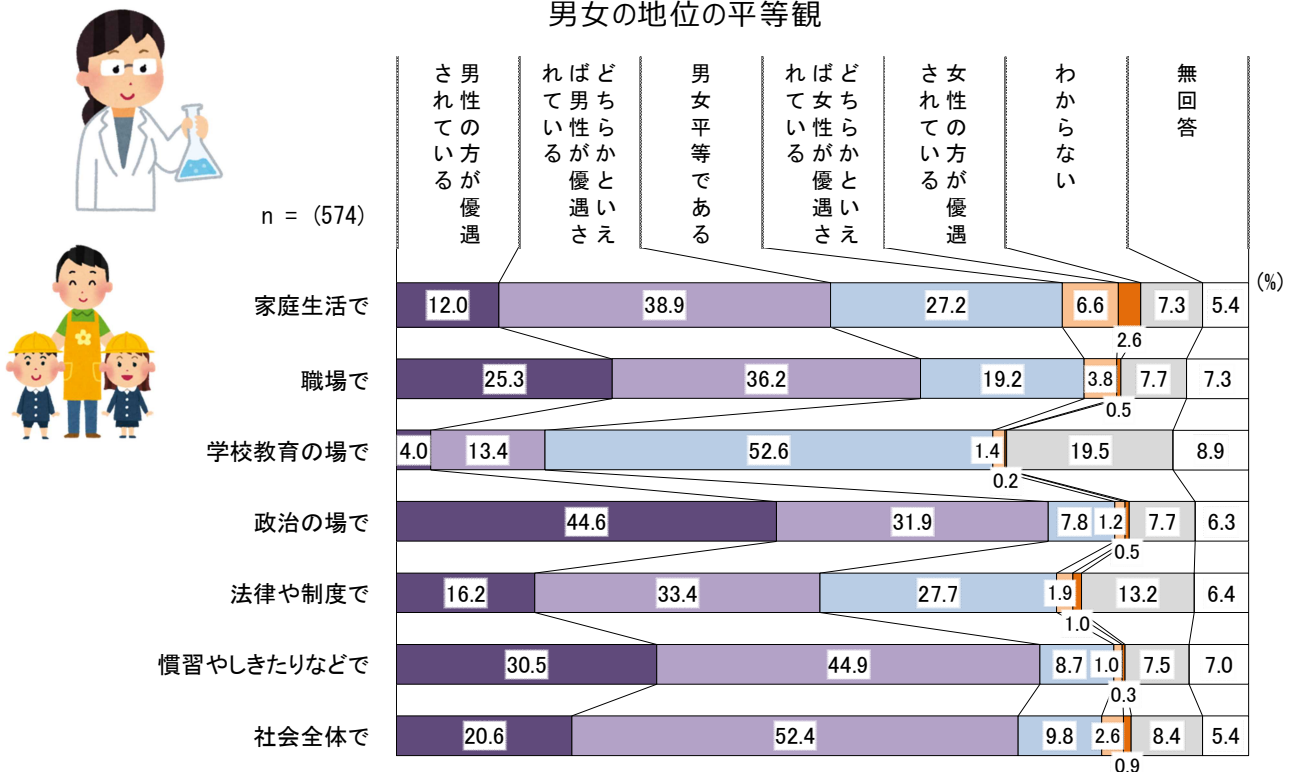
施策2 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供

取組の方向 (1) 男女共同参画に関する法令等や男女共同参画実現に向けた各種制度等の情報収集と提供

施策3 男女共同参画への意識を育む教育の実施

取組の方向 (1) 学校、地域、家庭における男女共同参画意識を育む教育

男女の地位の平等観



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

目標 VI

推進体制の整備・強化

地域社会における男女共同参画を促進する上で、市の果たす役割は大きく、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

また、男女共同参画社会の形成は、市だけでなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。

男女平等推進センターの機能強化を始め、庁内の推進体制の強化に努めるとともに、市民・市内で活動する団体、国や都との連携により、市全体で男女共同参画社会の実現を目指します。



施策1 男女平等推進センターの機能強化

- 取組の方向
- (1) 情報発信の充実（SNS等の活用、情報誌の充実）
 - (2) 他機関との連携強化

施策2 庁内推進体制の強化

- 取組の方向
- (1) 男女共同参画の視点を持った組織づくり
 - (2) 庁内推進協議会の充実
 - (3) 庁内実施主体間の連携強化
 - (4) 市民参加による推進体制の充実

施策3 関係機関・団体との連携強化

- 取組の方向
- (1) 国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化

施策4 男女平等推進プランの実効性の確保

- 取組の方向
- (1) 確実なPDCAサイクルの実施
 - (2) 男女別等統計の充実
 - (3) 男女共同参画推進条例（仮称）の研究

東久留米市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます
家庭でも
学校でも
職場でも
地域でも

わたしたちは
さまざまな分野に参画して
個性と能力をいかし
一人ひとりが輝く
差別のない社会をきずきます

わたしたちは
水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ
地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて
男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000（平成12）年10月1日

東久留米市
第3次男女平等推進プラン
—概要版—
平成29年3月

【編集・発行】東久留米市 市民部 生活文化課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
電話 042-470-7738
FAX 042-472-1131